

市第7号議案

横浜市公会堂条例の一部改正

横浜市公会堂条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年6月5日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市公会堂条例の一部を改正する条例

横浜市公会堂条例（昭和28年3月横浜市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「横浜市泉公会堂」を

「横浜市港北公会堂

横浜市泉公会堂」に改める。

別表第2横浜市港北公会堂の項を削る。

別表第3横浜市泉公会堂の項中「円」を削り、同項の前に次のように加える。

横 浜 市 港 北 公 会	会 議 室	入場料等を徴収しない場合	1日につき	円 6,000	円 7,200
		入場料等を徴収する場合	同	12,000	14,400
	講 堂	入場料等を徴収しない場合	同	29,000	34,800
		入場料等を徴収する場合	同	58,000	69,600
			一式又は1		

堂	附 属 設 備	台、1日に つき	6,000
---	---------	-------------	-------

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

提 案 理 由

横浜市港北公会堂について、指定管理者に管理を行わせるとともに、利用料金制を導入するため、横浜市公会堂条例の一部を改正したいので提案する。